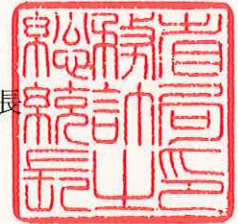


各 位

総 務 省 統 計 局 長



経 済 産 業 省 大 臣 官 房 調 査 統 計 グ ル ー プ 長



令和3年経済センサス - 活動調査について（周知等依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。また、昨年、「令和3年経済センサス - 活動調査」に先立ち実施した「企業構造の事前確認」における周知について御協力いただいた団体の皆様におかれましては、誠にありがとうございました。

総務省・経済産業省では、本年6月に全ての事業所・企業を対象とした「令和3年経済センサス - 活動調査」（以下「本調査」という。）を実施します。本調査は、我が国における経済活動の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき5年に一度実施している政府の重要な調査で、その調査結果は、国及び地方公共団体における各種政策の立案、実施のための基礎資料としての利活用や、経営の参考資料として事業者の方々にも広く活用していただいております。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中での実施となることから、調査票の回収に係る非接触の取組みとしてインターネットによる回答をより一層促進していくことが必要と考えています。

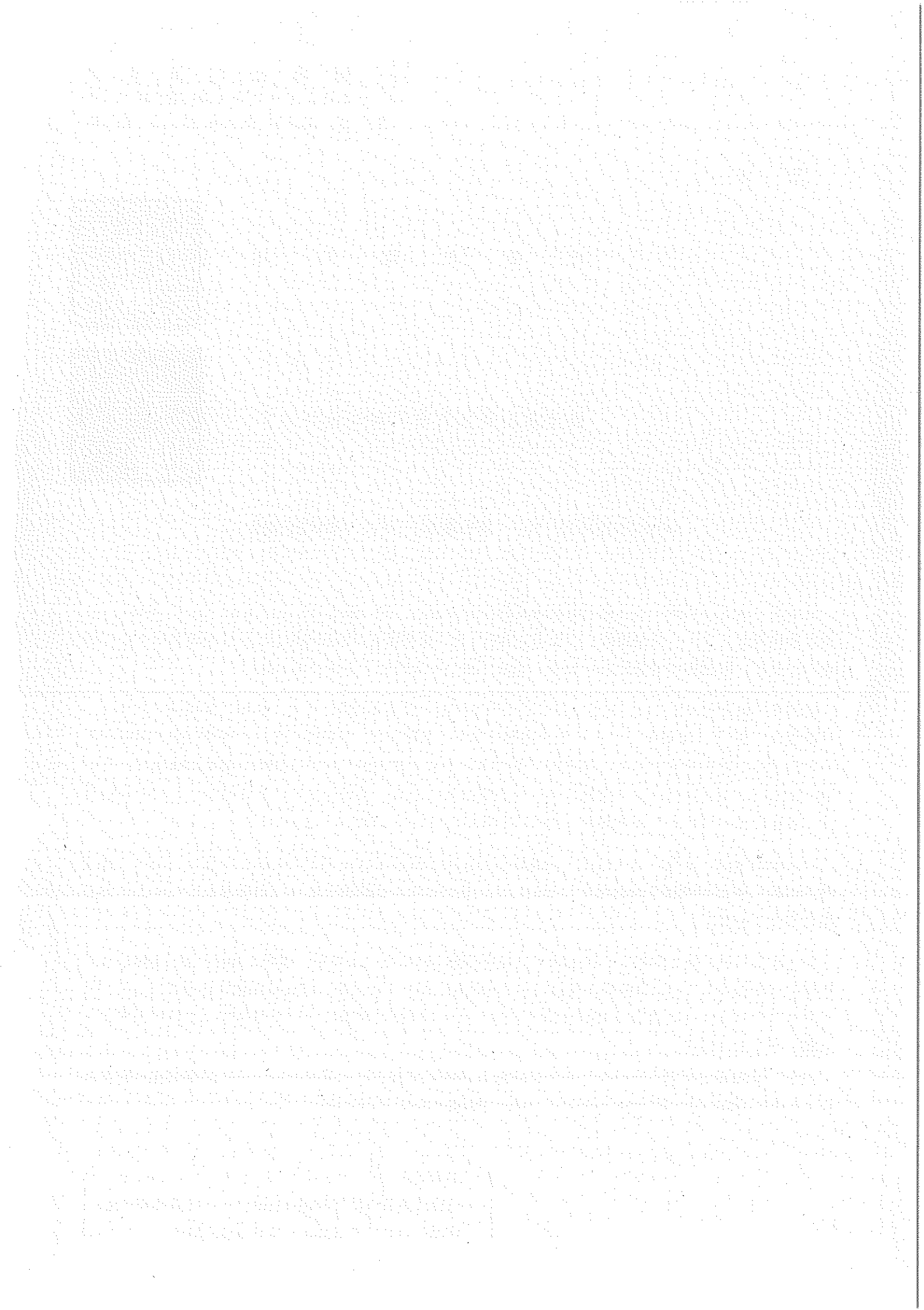
つきましては、現下の厳しい状況の中で大変恐縮ではございますが、傘下に加え企業・団体のある皆様におかれましては、貴団体が発行される機関誌（紙）への記事、広告の掲載等を通じまして、加盟されている方々へ本調査の実施及びインターネット回答の奨励について御周知いただきますようお願い申し上げます。

また、本調査は企業だけでなく全ての団体の皆様も対象になりますので、5月に調査票が配布されましたら御回答をいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

問合せ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話：03-3501-6606（直通）



あなたの回答で、日本の未来が見える。

✓ アンサー! 経済センサス

令和3年
6月1日

経済センサス
活動調査

日本経済の今がわかる「経済センサス-活動調査」が始まります。
全国すべての事業所・企業が対象です。

安全で便利なインターネット回答がおすすめです。ご回答よろしくお願いたします。

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。



調査票のお届け方法は
事業所の形態により
異なります。

- 1 単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等を除く)、
新設された事業所など
- 2 支所などがある企業、
単独事業所(純粋持株会社及び資本金1億円以上等)など

調査員が訪問して調査票を
お渡します。

国が本社などに
まとめて郵送します。



<https://www.e-census2021.go.jp/>

経済センサス2021

検索



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

経済センサスのいろいろな疑問にお答えします!

01

Q

どんな調査なの?

A

経済センサス-活動調査は、日本経済の「いま」を明らかにするための調査です。

そのためには、すべての産業における一つひとつの企業活動の実態を知ることが必要です。「センサス」とは全数調査を意味し、すべての事業所・企業から回答いただくことで、我が国の全国的及び地域別の経済の「いま」を知ることができます。



02

Q

どんなことに役立てられるの?

A

調査の結果は大切な資料として、あなたの暮らしや身近な地域、そして日本の「未来」のために役立てられます。

商店街活性化



国内総生産推計



03

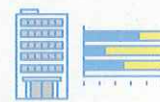
Q

どんなことを調査するの?

A

従業員は何人か、いつ開設したのか、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

ご回答いただく項目はいろいろありますが、一つひとつが、日本経済の「いま」を知り、「未来」をつくるために大切な項目です。正確な統計をつくるためにも、漏れなく回答をお願いします。



04

Q

どうやって回答するの?

A

インターネットでの回答がおすすめです。

紙の調査票とインターネットによる回答方法がありますが、安全で便利なインターネットでの回答がおすすめです。



05

Q

情報が漏れることはないの?

A

すべての情報は保護されます。回答いただいた内容は統計作成のためだけに用いられます。

調査員をはじめとする関係者には、「統計法」という法律により調査で知ったことを他に漏らしてはいけない義務と、これに反したときの罰則が定められています。また、回答いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)には絶対に使用しません。



06

Q

必ず答えなければならないの?

A

調査への回答は「統計法」という法律で義務づけられています。

正確な回答をいただけないと経済の実態を正確に把握できないため、本当に必要な施策が実施できなくなるおそれがあります。このため、この調査には「統計法」という法律に基づき回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。

